

保護者のみなさま

大阪狭山市立北小学校

校長 寺田 育

令和5年度 就学援助制度の申請について

今年度も就学援助制度の申請時期が近づいてまいりました。申請にあたり、以下に保護者の皆さまに注意していただきたい点を挙げています。必ずご確認ください。

なお、就学援助の申請用紙も配布しておりますので、今年度希望される場合はご利用ください。教育委員会からの案内文書につきましても、別途配付しております。

【注意点】

- ① 就学援助制度は年度毎に申請が必要です(昨年度認定されていた方も、申請が必要です)。

就学援助を希望される場合は、申請書を5月31日までに必ずご提出ください。提出先は大阪狭山市教育委員会、大阪狭山市立北小学校のどちらでも結構です。

- ② 学校諸経費の取り扱いにつきまして、昨年度就学援助に認定されていた方は、4月分から、給食費と災害共済掛金(スポーツ振興費掛金)を免除した額で学校諸経費を振替いたします。

ただ、以下のような場合は免除されている災害共済掛金(460円)と、今年度の給食費を4月分にさかのぼり、一括で納入していただくこととなります。ご了承ください。

【一括納入していただく場合】

1. 5月31日までに申請書の提出がない場合(遅れての申請は、提出日以降の措置になります。)

2. 収入状況等の変化により、今年度の申請は行わない場合

この場合は5月15日(月)までに、本校事務担当者まで必ずご連絡ください

3. 申請はおこなったが、所得超過等の理由により、就学援助が認定されなかった場合

- ③ 借家等の方は、添付書類(賃貸契約書又は家賃額決定通知書の写し)が必要になりますので、忘れず添付ください(毎年添付が必要になります)。

- ④ 1年生の方で入学前に早期支給の申請を行った場合も、年度が変わるため申請が必要です。